◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋清武君) 日程第1、議案第70号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(長嶋精一君) 議案第70号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に ついてでございます。

詳細は担当より説明申し上げます。

(総務課長 山本稲一君 提案理由説明)

○議長(土屋清武君) 以上で提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○3番(渡辺文彦君) ちょっと1つだけいつも疑問に思っていることがあるので、確認だけしたいことがございます。

人事院というのは、基本的には国家公務員の給与に関しての勧告ということを伺っているわけですけれども、地方公務員に関しては県の人事局の方からの指導というか、指示だということになっていると思うんですけれど、いつもこうして給与の改定が出る時に、人事院の話が出てくるんだけれども、人事院と人事局の繋がりというのと、そこからくる現場の職員に対する給与のあり方というのは、どういう形で整理されているのか、一回その辺をお伺いしたい。

それと、もう1点ですけれども、今回、この給与改定によってどれだけ町の人件費に係る経費が増えるのか、その辺を・・、概算で結構です。その辺を教えていただければ・・、お願いします。

○総務課長(山本稲一君) いま、県の人事局というようなお話しがございましたけれども、県の方も国の人事院勧告に倣いまして、決定をしております。

それから、財政負担が今回の勧告でどれくらい増えるかということでございますけれども、 概ね200万円弱でございます。

○議長(土屋清武君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 質疑がないようですので、この辺で質疑を終結したいと思いますが、い

かがですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第70号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(土屋清武君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。